

## 平成30年第4回定例会(平成30年12月14日)

厚生環境教育委員会委員長 (松川 章三 委員長)

去る12月5日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました『議第96号 平成30年度 別府市一般会計補正予算(第4号)』関係部分ほか7件、および『請願第3号』について、12月6日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

はじめに、『議第96号 平成30年度 別府市一般会計補正予算(第4号)』関係部分についてであります。

まず、「保険年金課」関係では、国民年金システム、改修委託料の追加額を、「子育て支援課」関係では、来年度開設予定の、放課後児童クラブに対し、必要な資金を貸し付ける制度の創設、また、子どもの居場所づくりを推進する団体に対する補助金、ならびに、公定価格の改定に伴う、保育園運営費負担金の追加額などを計上、歳入では、補正に関連する国・県からの負担金・補助金などを計上する旨の説明がなされました。

委員からは、放課後児童クラブへの貸付金の利息の有無、ならびに、子ども食堂における学習指導の人材について質疑がなされ、当局からは、放課後児童クラブの貸付金は無利息であること、また、学習指導の人材は施設によって異なるが、大学生や元教員が指導する例もあるとの答弁がなされ、これを了としました。

次に、「障害福祉課」関係では、主に、障害福祉サービスの利用者増加、および、サービス報酬のプラス改定に伴う扶助費の追加額を、歳入では、自立支援給付費負担金等の、精算に伴う過年度収入を計上する旨の説明がなされました。

次に、「高齢者福祉課」関係では、高齢者を特別養護老人ホームで短期間あずかるための、緊急対応型ショートステイ委託料の追加額を、「教育政策課」関係では、前回の定例会で計上した、小・中学校の危険ブロック塀の撤去、および、改修の整備計画について、国の新たな交付金が創設されたことに伴い、平成31年度実施予定分を前倒しして計上し、また、関連する繰越明許費の補正、ならびに、起債の借り入れに伴う、地方債補正を計上するもの、との説明がなされました。

その他の補正としましては、平成31年度からの指定管理料に係る債務負担行為の補正、介護保険事業特別会計への繰出金の減額や、国・県からの補助金・負担金等を計上するものである、との説明がなされました。

以上の審議を経て、最終的に『議第96号』関係部分については、採決の結果、全員異議なく原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、『議第101号 平成30年度別府市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)』については、歳出では主に、地域密着型介護予防サービスの利用者の増加に伴う追加額などを、歳入としては、国・県からの負担金や交付金を、計上している旨の説明がなされました。

委員からは、特に質疑もなく、採決においては、全員異議なく、可決すべき

ものと決定いたしました。

予算外の議案についてですが、『議第104号 別府市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について』、および、『議第105号 別府市春木川ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について』では、し尿処理場春木苑の建て替え等により、施設の名称を改め、また、関係法令等の改正に伴い条例の一部を改正するものであること、また、地域の生涯学習活動の場や、災害時の避難場所として活用することを目的とした、「ふれあい交流センター」を建設し、使用料等を定めるため、条例を制定するものであるとの説明がなされました。

委員からは、「ふれあい交流センター」の管理運営の方法等について質疑がなされ、当局からは、施設は地域のまちづくりや住民福祉の向上等を図るために建設されたものであり、管理については、地元自治会に委託する方向で整理を行っている旨の答弁がなされ、これを了としました。

さらに委員からは、施設を広く市民の方にも利用していただくよう、柔軟な運営を心がけてほしいとの意見がなされました。

次に、『議第109号 工事請負契約の締結について』では、旧別府市美術館解体工事について、要件設定型一般競争入札の方法により、三光建設工業株式会社花落札し、契約金額は1億8千9百万円であるとの説明がなされました。

委員からは、1社のみが入札となった理由などについて質疑がなされ、当局からは、要件に該当する企業は5社であったが、最終的に応札した企業は1社であったこと、また、今回の一般競争入札は、要件を設定していることから、競争性は確保されているとの答弁がなされ、これを了としました。

他の委員からは、貴重な税金を投入する以上は、なるべく競争性が確保されるよう、工夫と研究に努めるべき、との意見がなされました。

次に、『議第114号から116号の指定管理者の指定について』であります。各所管課より、「別府市コミュニティセンター」を「有限会社サンエスマンテナンス」に、「総合体育館」を、「シンコースポーツ九州株式会社」に、「別府市社会福祉会館」を、「別府市社会福祉協議会」に、それぞれ管理を行わせようとするものであるとの説明がなされました。

委員からは、指定管理業者の提案内容について質疑がなされましたが、最終的に、当局の説明を了とし、以上、予算外の6議案については、採決の結果、全員異議なく、可決すべきものと、決定した次第であります。

最後に、『請願第3号 別府市手話言語条例制定に関する請願』についてであります。

はじめに、請願の主旨等を聞くため、請願者である「西村 務氏」および「柴田 悦子氏」を、並びに、市当局の取り組みなどを聞くため、「障害福祉課」を、それぞれ参考人として出席を求めました。

請願者からの、請願に関する主旨説明は次の通りであります。

「聴覚障がい者は、長い間、学校や生活の中で手話を使うことが禁じられていたため、社会の中においてもコミュニケーションが取れず、とても苦しい思いをしてきた。2006年に国連で「障害者権利条約」が採択され、国際的に手話が言語として認められ、また、日本では平成23年の障害者基本法の改正に

より、手話が言語として認められた。

しかしながら、聴覚障がい者は、他の障がいと比べ、見た目では分かりにくい特性があることから、社会の中で手話言語に対する理解は、十分に進んでいない。手話言語の理解を広め、かつ、言語としての手話を奪われた、ろう者の権利を回復するため、別府市手話言語条例の制定を求めるものである。」との、非常に切実な思いを、お聞きしました。

委員からは、当時の手話の学び方や、「ともに生きる条例」との考え方について、質疑がなされ、請願者からは、昔は手話が法律で認められていなかったため、ろう学校ではなく、先輩や友達から手話を教わってきたこと、また、「手話言語条例」は「ともに生きる条例」とは全く別であると考えて欲しい旨の説明がなされました。

引き続き、障害福祉課への質疑では、委員から、他市の状況や、本請願に対する当局の見解について質疑がなされ、当局からは、手話言語に関するこれまでの経過を鑑みて、条例の必要性は認められる、との答弁がなされました。

最後に議員間による自由討議では、各委員から様々な意見がなされ、最終的に委員会としては、手話言語条例の制定は、前向きに捉えるべきとし、請願者の願意に賛同できるとして、全会一致で「採択すべきもの」と決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する、審査の概要と、結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。